

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 380 回

日銀総裁が交代することが決まりましたが「金融緩和」の継続はされるようです。なぜかと言うと予測されていた需給ギャップのプラス転換は実現しないとの見方が浮上しているからです。その主因は設備面にあり、半導体不足による自動車生産の回復の遅れによると推定されます。従って「基調的な物価」の上昇の持続性を高めるために「金融緩和」を継続し、経済をしっかりと支えることで企業が賃上げをできるような経済環境を整える必要があり、ゼロ金利政策は当面続くものと予想されます。

※需給ギャップとは景気による変動をならした日本経済の平均的な供給力と実際の総需要との差を示し、後者が上回るプラス状態なら物価が上がりやすく、下回るマイナス状態なら物価は下がりやすい（以上 日経新聞 2023 年 3 月 6 日）

ただ一方では高級車を投資目的で購入する動きが広がっており、高級車の価格は 2022 年度でも 25%上昇しています。

そして中国は景気刺激政策をとっており、石油等の価格が日本でも値上がりする傾向にあります。さらにロシアによるウクライナへの侵攻は当面継続すると見られるため、消費材や原料価格、電力料は高騰し、売上総利益率が下がっている企業も多いようです。

このように大変不安定な経済状況が続いていますので、十分注意してこの大変な時期を切り抜けてください。

前田の《今人生を語る》第 285 回

めざめよ日本人 (207)

《苦境のなかでこそ、人も会社も真価が問われる》

危機のときにこそ、これまで積み重ねてきた信用と経営姿勢をどれだけ評価してもらえるかが明らかになるのだ、と。

(サンマーク出版 永守重信 著 成し遂げる力)

ほんとうにそう思います。日頃から心がけたいものです。

“出張旅費、インボイスと法人クレジットカード

服部 弘子

消費税のインボイス制度では、会社が従業員に支給する新幹線代等の“出張旅費”を対象に必要な事項を追記した帳簿のみの保存で適用を受けることができる「出張旅費特例」がある。

帳簿のみの保存が認められる取引としては、

- 適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

例 a) 会社が従業員の出張に必要な

① 新幹線の切符 2 万 5,000 円 と ② 宿泊用ホテルの予約 1 万 5,000 円 を事前に手配する場合…

- ① 「公共交通機関特例」を適用して帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けることができる。
- ② ホテル代は適用対象外となるため、適格請求書等の受領・保存が必要となる。

例 b) 従業員が出張先で利用した 新幹線の切符代 3 万 2,000 円 と ホテル代 1 万円 を

出張後に会社と精算する場合…

- 会社が従業員と決済するものであるため、切符が 3 万円以上であっても、又ホテル代であっても「出張旅費特例」により帳簿のみの保存で受けられる。

	切符代 	宿泊費 	日当 
公共交通機関特例	○ (3 万円未満の場合に限る)	×	×
回収入場券特例	○ (手元に残らない場合に限る)	×	×
出張旅費特例	○	○	○

従業員が法人クレジットカードで出張費等費用を支払う場合は？

あくまで会社が従業員等に対して支給する出張費用等に適用されるので、従業員が法人カードで支払う場合、会社⇄従業員で金銭授受はされず、会社銀行口座→費用引落になるので「出張旅費特例」の対象にはならず、決済先から交付されるインボイスの保存が原則必要となる。

一方、法人カードで払った新幹線代が 1 万 3,000 円であれば「公共交通機関特例」の対象として帳簿の保存のみで受けられる。ただし、1 回の取引の税込み価格が 3 万円未満か否かで判定するため 1 人 1 万 3,000 円をまとめて 4 人分支払う場合は 5 万 2,000 円の取引となるため対象にならない。この場合でも乗車の際にチケットが回収されるのであれば「回収入場券特例」の対象となる。
 ※これらの特例を適用する場合その旨を帳簿に記載すること。